

平成26年10月14日

世田谷区長 保坂 展人 様

教育長 堀 恵子 様

子ども・若者部長 岡田 篤 様

教育委員会事務局教育政策部長 伊佐 茂利 様

子ども・若者部児童課長 小野 恭子 様

教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課長 林 勝久 様

世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会

会長 千葉 哲

要 望 書

日頃より、学童クラブおよび新 BOP 事業にご尽力いただき、ありがとうございます。

私達、世田谷区学童保育クラブ父母会連絡会(通称:父母連)は、世田谷区内の公立学童クラブと2つの自主運営クラブ(わんぱく・和光小学校)の父母会、および保護者OBによって構成されている団体で、「東京で一番子育てしやすいまち」を目指す世田谷区にするために、学童保育の充実と向上のために活動しています。

さて、平成27年度の予算編成に向け、下記のとおり要望致します。ご多忙とは存じますが、本年12月31日までにご回答下さいますようお願いいたします。

記

1. 子ども子育て支援法について

現行の公設・公営で児童の育成に責任をもった学童クラブ(新 BOP 学童クラブ)の機能の維持を引き続きお願いします。また国の基準に少しでも近づけるべきようにお願いします。

さらに今夏、子ども子育て新制度および新BOPに関する検討会を開催していただきましたが、条例制定や区への報告書に至った詳細資料、それに関わる規則や基準の公開をお願いします。

2. 大規模学童クラブに対する児童保育の充実の考え方を明示してください。

新しい「世田谷区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」では、「一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする」となっていますが、現在70人以上の超大規模学童クラブは約5割、40人規模以上の大規模学童クラブが約8割に達します。定員がないことは大変ありがたいことですが、適正規模もあり、何よりも心と体の問題も含めて子ども達を守る場所という観点に立ち、条例実施への道筋を明示してください。従来からのご回答で子どもたちの意思に関わらず分割することは新BOPの趣旨に反するとのことですが、安全性や子どもが落ち着かない等大規模の弊害を考慮した上での運営が大前提と考えます。

3. 制度改善および制度試行の継続・拡大

長期欠席時における学童利用料減免措置や学校プール参加時のBOP利用等について、制度としては理解していますが、合理的な理由があるようには思えません。親の就労状況や真夏に学校と家とを何回も往復することの危険性等、引き続き合理的改善を求めます。

また、現在試行とされているBOP利用時のお弁当持参の継続および全校実施や利用方法の簡素化、さらに児童福祉法改正による学童対象学年の拡大(ニーズ調査でも同様の結果がでてい)等への道筋の明示をしてください。

4. 利用料について

利用料の収支の公開をしてください。特におやつや人件費の支出の公開をし、利用者が納得できるようにしてください。

5. 新BOP安全対策マニュアル策定後の利用・実施状況について

各クラブでの安全対策の実施状況を具体的に教えて下さい。やりっぱなしになっている感じがします。各クラブで安全対策の実施目標を毎年立て実施し、問題点の改善を行政側と保護者で共有することで、安全対策の充実が図れると考えます。特に学校との連携が重要です。学校と新BOPでの連絡がほとんどなく、児童館経由または父母経由となっているところもあります。また各校でまちまちとなっているマニュアルの公開や基本的な行動については、A4一枚程度にまとめ、保護者に配布して、周知徹底するようにしてください。

(1) 避難訓練の充実

登校中や学校休業日等も考慮し、児童の身の安全確保や出席児童の確認、安全な場所への誘導の訓練、職員の訓練も重要です。

(2) 学校・地域との連携を行い、防災用具・備蓄食料の確保

大規模災害の場合は近所の学童児の保護者の引き取りも可としたり、保護者間や町内会との連携も考慮した柔軟な対応を検討し、学校内で安全かつ安心して過ごせるように、非常食料確保を含めた対策を明示してください。

(3) 保護者との連絡方法の改善

大規模災害の場合は電話が使えないことは先の震災ではっきりしています。保護者との連絡について、インターネットを活用したサービスを利用する等複数の手段を確保してください。

(4) 事故や病気、慢性疾患による対応も基本的な考え方を保護者に配布してください。

6. 要配慮児童の対応や設備改善を継続してお願いします。

利用制限の撤廃を含め要配慮児童対応を今後も継続してください。設備面についても、バリアフリー化や要配慮児童に限ったことではありませんが、トイレの洋式化の推進をお願いします。「生活の場」に要配慮児童がいることは、配慮を要しない児童にとっても社会上有益です。また、校舎改築等時には、父母会に対して設計図面等を提示して、意見を聴取する等の配慮をお願いします。

7. 児童への対応向上のために職員が安心して働ける雇用環境と研修を充実させてください。

非常勤職員やプレイングパートナーは、雇用環境に制限があると、児童への対応が疎かになりかねません。児童のため安心して働きたくなるような雇用環境向上を引き続き図ってください。また、要配慮児童の理解のための研修に加えて、児童の安全対策に関わる研修もさらに拡大・充実してください。

以上